



## 記者配布資料

平成29年5月15日

大阪経済記者クラブ会員各位

### 「生鮮食品の機能性表示食品制度の活用、 および植物工場の普及促進に関する要望」について

#### 【お問合せ先】

大阪商工会議所 総務広報部（中村・吉田）

TEL：06-6944-6324

- 大阪商工会議所は、このたび、「生鮮食品の機能性表示食品制度の活用、および植物工場の普及促進に関する要望」を取りまとめ、本日5月15日付で、消費者庁、農林水産省、経済産業省に建議した。
- 消費地の近くで新鮮な野菜などが生産できる都市型農業の振興が求められるなか、生産環境を制御し、安定的な生産を可能にする植物工場は、高機能・高付加価値の製品の生産に適し、都市部での新しい農業ビジネスの可能性を拓くものとして注目されている。
- しかし、科学的根拠に基づき事業者の責任において、届け出を行うことで機能性を表示できる「機能性表示食品」制度は、平成27年4月の開始以降、2年間で800件を越える届出がある一方、生鮮食品では活用しにくく、届出件数は数件にとどまっている。また植物工場は、生産物の表示制度が未整備であるほか、都心部での立地が規制されており、その普及が阻害されている。
- そこで要望では、都市型農業の振興に向けた環境整備として、機能性表示食品制度の生鮮食品に関する独自基準の設定や、消費者庁における運用改善、また植物工場の生産物に関する表示制度の整備や、都心部への立地規制の緩和等を求めている。
- 関連事業者などで構成する「機能性農林水産物の表示基準等に関する研究会」（座長：森下竜一・大商ライフサイエンス振興副委員長（大阪大学大学院医学系研究科教授））を設置し、具体的な要望事項をとりまとめたもの。

#### 【主な要望項目】

##### （1）機能性表示食品制度の活用

###### ①生鮮食品に関する、独自基準の設定

- サプリメントや加工品など工業的に生産された食品と、生鮮食品やその一次加工品を、共通の基準で取り扱うことは様々な面で実情にあわない。そこで生鮮食品に関して、独自基準の設定を求める。



たんと繁盛

○具体的には、

- ・特定の栄養成分で一定の機能性が表示できるものについては、規格基準型を採用し、「臨床試験」や「研究レビュー」を不要とする
- ・ビタミン、ミネラルなどの栄養機能食品制度の対象成分と、機能性表示食品制度の機能性関与成分との併記
- ・「抗酸化力」といった総合力としての機能性の承認
- ・流通の実態に合わせた簡易な表示

## **②消費者庁における運営改善**

○販売日の60日前までに提出する届出書などの速やかな確認や、届出書類の記載基準の明確化と不備事項の具体修正指示

## **③制度活用に向けた施策の充実**

○利用可能な「研究レビュー」の充実や届出コンサルティングサービスなどの支援、機能性成分などの研究開発助成金の充実

## **④消費者庁による、食品表示に関するガイドラインの明確化**

○各種規制に基づく表示をふまえた、食品の機能性表示に関するガイドラインの提示

## **(2) 植物工場の普及促進**

### **①生産物に関する表示制度の整備**

○栽培時に農薬を使っていないことが明記できるなど、JAS規格(日本農林規格)での、植物工場における生産に関する基準の設定

### **②立地に関する用途規制の緩和**

○住居系・商業系の用途地域での立地など、用途規制の緩和

以上

## **<添付資料>**

資料1：生鮮食品の機能性表示食品制度の活用、および植物工場の普及促進に関する要望



<参 考>

## 大阪商工会議所 ライフサイエンス振興委員会 機能性農林水産物の表示基準等に関する研究会

### 【検討体制】

(企業・団体名五十音順、敬称略)  
(平成29年3月時点)

座長	大阪大学大学院 医学系研究科 教授 (大阪商工会議所 ライフサイエンス振興委員会 副委員長)	森下 竜一
委員	大阪府立大学生命環境科学研究科応用生命科学専攻准教授	岡澤 敦司
	近鉄グループホールディングス株式会社 経営戦略部長	濱松 勇治
	株式会社クボタ アグリソリューション推進部	
	ソリューション推進グループ長	廣兼 以斉
	施設企画グループ長	増澤 佳浩
	株式会社サラダコスモ 研究開発部長	中田 光彦
	築野食品工業株式会社 代表取締役社長	築野 富美
	デザイナーフーズ株式会社 代表取締役	丹羽 真清
	南海電気鉄道株式会社 営業推進室	
	なんば・まち創造部長	和田 真治
	事業部長	伊庭陽一郎
	パナソニック株式会社 秘書室関西財界担当部長	米崎 孝広
	ロート製薬株式会社 取締役副社長	ジュネジャ レカ
事務局	大阪商工会議所 常務理事・事務局長	児玉 達樹
	総務広報部長	近藤 博宣
	総務広報部広報企画担当課長	中村 裕子
	経済産業部長	中野 亮一
	経済産業部ライフサイエンス振興担当課長	根来 宜克
		(計17名)

### 【検討状況】

<第1回研究会(平成29年2月3日)>

1. 研究会設置の趣旨について
2. 農林水産物の機能性表示制度の現状について
3. 意見交換

<第2回研究会(平成29年3月13日)>

1. 要望(案)のとりまとめについて
2. 今後の取り組みについて
3. 意見交換

以 上

## 生鮮食品の機能性表示食品制度の活用、および 植物工場の普及促進に関する要望

大阪商工会議所

国民の健康に対する意識が高まるなか、機能性を表示することができる食品が、国が個別に審査・許可した特定保健用食品（トクホ）と国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていたことから、機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者が正しい情報を得て選択できるよう、平成27年4月に、新たに「機能性表示食品」制度がスタートした。

科学的根拠に基づいて、事業者の責任において届出を行うことで、機能性を表示することができる同制度は、約2年間で800件を越える届出があり活発に活用される一方、生鮮食品の届出件数が数件にとどまっているなどの課題もある。

また植物工場は、生産環境を制御し、安定的な生産を可能にすることから、機能性表示食品制度を活用した製品の生産に適し、都市部での新しい農業の振興に資するものとして期待されている。しかしながら、生産物の表示制度や立地に関する規制などが整備されておらず、その普及が阻害されている。

そこで、消費者にとって、よりの確な情報が提供され、健康の維持及び増進に資するとともに、食品関連事業者や農林水産業者にとっては、より活用しやすい機能性表示食品制度とするため、さらには植物工場の普及促進がはかれるよう、下記を要望する。

記

### I. 機能性表示食品制度の活用

#### 1. 生鮮食品に関する、独自基準の設定

機能性表示食品制度において、サプリメントや加工品など工業的に生産された食品と、生鮮食品やその一次加工品を、共通の基準で取り扱うことは、安全性の根拠や、品質の管理、機能性の根拠、表示の内容など、様々な面で実情にあわない。そこで、生鮮食品に関して、下記項目のような独自の基準を設定されたい。

- (1) 栄養機能食品制度のように規格基準型を採用し、特定の成分で一定の機能性が表示できるものは、「臨床試験」や「研究レビュー」に代わるエビデンスとして認められたい。  
例えば、海外の機能性表示で認められている成分や、日本の特定保健用食品のうち科学的根拠が蓄積されている関与成分などで、一日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量をあらかじめ定める、などの方法が考えられる。
- (2) 生鮮食品には栄養機能食品制度の対象成分であるビタミン、ミネラルなどが豊富であり、その相乗効果も認められることから、同一商品に、栄養機能食品制度の対象成分と、機能性表示食品制度の機能性関与成分との併記を認められたい。
- (3) 生鮮食品の機能性は特定の栄養素・非栄養素に限られたものではないことから、「抗酸化力」といった総合力としての機能性を認められたい。
- (4) 生鮮食品のパッケージでは簡易包装が求められることから、表示義務文字数の低減やマーク等による補完的な表示など、生鮮食品の流通の実態に合わせた簡易な表示を認められたい。

## **2. 消費者庁における運営改善**

- (1) 機能性表示食品制度においては、事業者は販売を予定する日の60日前までに届出書及び関連する資料を届け出て、それを消費者庁が確認することとなっている。事業者の販売計画が遅延することのないよう、可能な限り、この期日内で速やかに確認されたい。
- (2) また届出書類の記載基準を明確にするとともに、不備事項がある場合は、届出者に対し、不備事項をまとめて通知するとともに、具体的な修正点を指示されたい。

## **3. 制度活用に向けた施策の充実**

- (1) 生鮮食品の機能性表示食品制度活用にあたっては、科学的根拠の明示や適切な生産・出荷管理、検査などの面で、事業者ノウハウが乏しく、ハードルが高い。そこで、農林水産省や国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構などによって、利用可能な「研究レビュー」を多数用意するとともに、経験豊富な人材による届出コンサルティングサービス、などの支援策を充実されたい。

- (2) また機能性成分の研究や製品の開発に対する助成金（研究開発補助金、施設補助金など）を拡充するほか、「臨床試験」や「研究レビュー」に関する費用、機能性表示食品の分析費用、などについて補助されたい。
- (3) さらに、機能性表示食品制度の一般消費者への周知強化を図られたい。

#### **4. 消費者庁による、食品表示に関するガイドラインの明確化**

農林水産物の認証制度には、機能性表示食品制度以外に、J A S規格（日本農林規格）やG A P（農業生産工程管理）などの各種規制が存在する。消費者庁は、各種規制に基づく表示をふまえた食品の機能性表示について、ガイドラインを示されたい。

## **Ⅱ. 植物工場の普及促進**

### **1. 生産物に関する表示制度の整備**

植物工場で生産された農産物の安全性などに関する表示制度が、現在は整備されていない。そこで栽培時に農薬を使っていないことが明記できるなど、J A S規格（日本農林規格）に、植物工場における生産に関する基準を設けられたい。

### **2. 立地に関する用途規制の緩和**

現在、植物工場は、“工場”とみなされ、都市計画法における、住居系・商業系の用途地域での立地が制限されている。しかし輸送コストや雇用などの経済的側面から、また植物が二酸化炭素を吸収し酸素を放出するといった機能的側面からも、植物工場は、消費地に近い都市部に立地してこそ、その機能が最大限に発揮される。そこで一定基準を満たす植物工場については、用途地域に関係なく立地できるよう、用途規制を緩和されたい。

以 上